

広島県教育委員会教育長告示第七号

教育職員免許状に関する規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年七月十四日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

教育職員免許状に関する規則施行細則の一部を改正する告示

教育職員免許状に関する規則施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条 (略)</p> <p>書 (略)</p> <p>十一 教育職員免許状再交付申請書(免許状規則第十四条第一号)</p>	<p>類</p>	<p>類</p>	<p>様式</p>
	<p>様式</p> <p>様式第十一号</p>	<p>様式</p> <p>様式第十一号</p>	<p>様式</p> <p>様式第十一号</p>
<p>備考 これらの様式中「昭和・平成」とあるのは、必要に応じて「令和」などと読み替えるものとする。また、これらの様式中生年月日に係る部分は、外国人の場合にあつては、「昭和・平成 年 月 日 生」とあり、又は「昭和・平成 年 月 日」とあるのは、それぞれ「年 月 日 生」又は「年 月 日」と読み替えるものとする。</p>		<p>備考 これらの様式中「昭和」とあるのは、必要に応じて「明治」、「大正」又は「平成」と読み替えるものとする。また、これらの様式中生年月日に係る部分は、外国人の場合にあつては、「昭和 年 月 日生」とあり、又は「昭和 年 月 日」とあるのは、それぞれ「年 月 日生」又は「年 月 日」と読み替えるものとする。</p>	
<p>第三条 免許状規則第五条第一項第十号、第六条第十一号、第六条の二第二項第十号、第七条第六項第十号、第八条第一項第九号、第九条第六号、第十一条第七号及び第十二条第一項第十一号に規定する戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書は、同時に複数の申請書を提出す</p>		<p>第三条 免許状規則第五条第一項第十一号、第六条第十二号、第六条の二第二項第十号、第七条第六項第十号、第八条第一項第十号、第九条第六号、第十一条第七号及び第十二条第一項第十二号に規定する戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書は、同時に複数の申請書を提出す</p>	

る場合にあつても、一部とする。

する場合にあつても、一部とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第11号 (略)	様式第11号 (略) 様式第11号の2 (略) 様式第11号の3 (略) 様式第11号の4 (略)

附 則

この教育委員会教育長告示は、公布の日から施行する。